

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	25 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	28 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	18 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月、同年3月及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年2月及び同年3月
② 昭和50年1月から同年3月まで

私の実家では、家族全員国民年金に加入し、毎月末日に祖父が村の公民館に全員の保険料を納付しに行っていた記憶がある。

昭和48年4月にA市へ転居した後は、平成21年*月に亡くなった主人と一緒に集金人に国民年金保険料を納付していた。私の両親及び夫に国民年金保険料の未納期間は無く、私だけ申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時申立人と同居していたとする申立人の両親は、国民年金制度発足当時から国民年金に加入し、国民年金保険料を60歳到達前月まで全て納付していることから、申立人の家族全員の保険料を納付していたとする申立人の祖父は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人の両親の申立期間①の国民年金保険料は納付済期間になっていることから、申立人のみ申立期間①の保険料が未納期間になっていることは不自然である。

さらに、申立人が所持する年金手帳及びB町（現在は、C市）保管の国民年金被保険者名簿により、厚生年金保険と国民年金との切替手続が同町からA市へ転居する昭和48年4月前に行われたことが推認できることから、申立人の申立期間①の国民年金保険料は、同町で現年度納付することができたものと考えられ、保険料納付意識が高かった申立人の祖父が、申立人の保険料のみ納付しなかったものとは考え難い。

2 申立期間②について、申立人の夫は、20歳から60歳までの480か月、国民年金に加入し、保険料を全て納付していることから、保険料納付意識が高かったものと推認できる。

また、申立人と申立人の夫の国民年金保険料の納付月が確認できる昭和60年4月から、保険料は同一月に現年度納付されていることから、申立人とその夫の保険料を一緒に納付していたとする申立内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に納付していたとする申立人の夫の申立期間②の保険料は納付済期間になっていることから、申立人のみ申立期間②の保険料が未納期間になっていることは不自然である。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月から 38 年 3 月まで
② 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

私の家はA業を営んでおり、私が 20 歳になった時に私の父親が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、その保険料については、父親がB社の預金口座から、年 1 回税金等の支払と一緒に家族分をまとめて引き落として納付してくれていたと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が 20 歳になった時、申立人の父親が国民年金の加入手続を行ってくれたとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和 39 年 4 月頃に払い出されたものと推認でき、申立人の父親は、この頃に申立人の国民年金の加入手続を行ったものと考えられることから、当該払出し時点で申立期間①のうち、37 年 1 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付することが可能である。

また、C町の被保険者名簿により、昭和 43 年度から 47 年度までの申立人及び申立人の両親の国民年金保険料納付年月日が同一であることが確認できることから、申立人が国民年金の被保険者資格を取得してからは、その父親が、自身のB社の預金口座から申立人と他の家族の保険料と一緒に納付していたものと推認できるところ、申立期間②の 39 年度の保険料について、オンライン記録では父親のみが納付済みとされているが、C町の被保険者名簿では申立人及びその両親は全て保険料の未納期間とされており、行政側の記録管理に不備がみられる上、父親の保険料のみが納付済みとされているのは不自然である。

さらに、申立人の両親は、行政側に記録管理の不備がみられる昭和 39 年度の母親の国民年金保険料を除き保険料の未納期間は無く、申立期間②の後の期間については、申立人及び昭和 40 年 3 月に申立人と婚姻した申立人の妻の国民年金保険料に未納は無いことから、申立人家族の保険料を納付していたとする申立人の父親は保険料の納付意識が高かったものと認められる。

しかしながら、上述のとおり国民年金手帳記号番号の払出時期が昭和 39 年 4 月頃と推認できることから、申立期間①のうち、36 年 8 月から同年 12 月までの保険料は時効により納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から 38 年 3 月までの期間及び 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 3100～3114 (別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(<標準賞与額>(別添一覧表参照))に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額>(別添一覧表参照)に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成19年8月13日

厚生年金保険の加入状況について社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に係る申立期間の標準賞与額の記録が無いことが判明した。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されていないので、年金が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された諸給与支払内訳明細書(写し)により、申立人は、平成19年8月13日に同社から賞与の支払いを受け、当該賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、同明細書(写し)における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、(<標準賞与額>(別添一覧表参照))とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料を納付する

義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 15 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正 が必要な期間	標準賞与額
3100	男		昭和24年生		平成19年8月13日	10万円
3101	男		昭和24年生		平成19年8月13日	10万円
3102	男		昭和38年生		平成19年8月13日	10万円
3103	男		昭和37年生		平成19年8月13日	10万円
3104	男		昭和30年生		平成19年8月13日	10万円
3105	男		昭和40年生		平成19年8月13日	10万円
3106	男		昭和32年生		平成19年8月13日	10万円
3107	男		昭和31年生		平成19年8月13日	10万円
3108	女		昭和46年生		平成19年8月13日	5万円
3109	男		昭和49年生		平成19年8月13日	10万円
3110	男		昭和26年生		平成19年8月13日	10万円
3111	男		昭和47年生		平成19年8月13日	10万円
3112	男		昭和30年生		平成19年8月13日	10万円
3113	男		平成元年生		平成19年8月13日	5万円
3114	男		昭和46年生		平成19年8月13日	5万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和29年6月1日、申立期間②について申立人の同事業所における同保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年11月1日、申立期間③について申立人の同事業所における同保険被保険者資格取得日に係る記録を30年3月30日に訂正し、標準報酬月額を申立期間①及び②は1万円、申立期間③は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年6月1日から同年8月1日まで
② 昭和29年10月30日から同年11月1日まで
③ 昭和30年3月30日から同年4月1日まで

昭和28年11月1日にC市に所在したA社の本社にD職として入社し、29年6月1日に本社からE町（現在は、F市）にあった同社が経営するB事業所（適用事業所名は、A社B事業所）に転勤した。その後、B事業所が閉鎖となったため、41年2月23日に退職したが、同社に勤務した期間のうち申立期間①、②及び③について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

A社には、入社して以来途中で退職することなく継続して勤務していたので、全ての申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、複数の同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（A社本社から同社B事業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社本社から同社B事業所への異動日については、i) 申立人の昭和29年6月1日に同社本社からB事業所に異動となったとする具体的な供述、ii) 同社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、申立期間①当時に同社B事業所において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた同僚6人（申立人が名前を挙げた同僚二人を含む。）に照会し、全員から回答を得られたところ、そのうちの二人は、「申立人は、C市に所在したA社本社から同社B事業所に異動してきた。」としており、申立人の異動時期について当該二人のうち一人は、「私は昭和29年4月頃にA社B事業所に入社したが、その後すぐに申立人がC市から異動してきたと記憶している。」と供述していること、iii) 前述の回答が得られた同僚6人のうち申立人が名前を挙げた同僚で、30年9月に同社B事業所に入社し経理事務に携わっていたとする者は、「私が勤務した頃は、A社B事業所が同社本社を含めた一括適用事業所となっていた。しかし、それ以前は、本社とB事業所がそれぞれ適用事業所となっていた。B事業所の所在地を管轄する社会保険事務所（当時）は、事業所から遠く離れたG市にあったことから、社会保険に係る被保険者資格の得喪の手續が社員の異動と同時に行われていなかったことも考えられる。」と供述していること等を総合的に判断すると、29年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年8月の社会保険事務所の記録から、1万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び③について、上述1で申立人がC市にあったA社本社から同社B事業所に異動してきたことを記憶している複数の同僚の「私が同社B事業所で勤務していた申立期間②及び③を含む期間は、申立人は同事業所に継続して勤務していた。」との供述、申立人の妻の「A社本社から同社B事業所に異動して以来、昭和41年に退職するまで本社には戻ってきていない。」との供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間②及び③において同社B事業所に勤務していたことが認められる。

また、前述のA社B事業所で経理事務に携わっていたとする同僚は、「社員は皆厚生年金保険に加入していた。給与は勤務していた各事業所で支給されており、厚生年金保険料は必ず控除していた。申立期間②及び③当時も同様の処理をしていたと思う。」と供述している。

なお、申立人は昭和29年6月1日から退職するまでA社B事業所で勤務していたと主張しており、また、同僚の供述からも同社B事業所で継続して勤務していたことが認められるところ、同社及び同社B事業所に係る被保険者名簿によると、申立人は、同年10月30日に同社B事業所において厚生年金保険被保険者資格を喪失し、その後、同年11月1日に同社本社において

同保険の被保険者資格を再取得しているが、この同社本社への異動を裏付ける同僚の供述を得ることができない上、同社は、商業登記簿謄本によると、49年10月1日に解散しており、当時の事業主も既に死亡していることから、その事実を確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人はA社B事業所に継続して勤務し、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②及び③の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和29年9月及び30年4月の社会保険事務所の記録から、申立期間②は1万円、申立期間③は1万6,000円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①、②及び③について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社はオンライン記録によると、昭和41年2月23日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、49年10月1日に解散しており、当時の事業主も既に死亡しているため確認することができないことから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における申立期間の標準賞与額に係る記録を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月27日

申立期間の標準賞与額を確認したところ、A社における標準賞与額が23万2,000円となっていることが分かった。

私が所持する平成19年12月分賞与支払明細書では、当該賞与の支給額は44万円と記載されており、当該賞与支給額に見合う厚生年金保険料も控除されていることが確認できるので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、当初23万2,000円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年8月11日に23万2,000円から44万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた標準賞与額となっている。

しかしながら、申立人が所持する平成19年12月分賞与支払明細書及び年金事務所が保管する同年冬季ボーナス支払内訳明細書により、申立人は申立期間において、A社から賞与額(44万円)の支払いを受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に申立人に係る賞与の訂正届を提出したことが確認できることから、社会保険事務所(当時)は、上記訂正後の標準賞与額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、上記訂正後の標準賞与額に見合う当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち平成4年4月1日から同年8月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年12月1日から5年10月1日まで

平成3年4月から7年4月までA社（現在は、B社）に勤務していたが、年金記録によれば、申立期間の標準報酬月額が26万円から22万円に引き下げられている。勤務していた期間において給与支給額が大きく変動した記憶はない。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

2 申立期間のうち平成4年4月から同年7月までの期間については、B社が保管する賃金台帳により、申立人が支給されていたことが確認できる報酬月額（26万5,930円）に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（22万円）より高額であるとともに、事業主が源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額（1万8,850円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の72.5）で除して求

められる標準報酬月額（26万円）は、当該報酬月額に見合う標準報酬月額と合致している。

したがって、申立人の当該期間の標準報酬月額については、賃金台帳に記載された報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は同保険料を納付したと主張するが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賃金台帳で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち平成3年12月については、申立人が保管する平成4年度市民税・県民税特別徴収税額通知書により、事業主が源泉控除していたことが認められる3年の社会保険料等控除額（24万9,653円）は、同年12月の標準報酬月額を26万円とした場合に控除すべき同年の厚生年金保険料合計額（16万950円）、健康保険料合計額（7万3,260円）及び同通知書に記載された同年の給与の支払金額（261万6,390円）に基づく雇用保険料合計額（1万4,390円）を合計した額（24万8,600円）とほぼ合致するものの、当該給与の支払金額から、申立人が保管する預金通帳により、同年に支払われたことが確認できる賞与の合計額（64万8,066円）を除いた額（196万8,324円）を同年の給与支払月数（9か月）で除して求められる報酬月額（21万8,703円）に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録で確認できる同年12月の標準報酬月額（22万円）と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間のうち平成4年1月から同年3月までの期間については、当該事業所が保管する賃金台帳により、事業主が当該期間において源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額（1万8,850円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の72.5）で除して求められる報酬月額（26万円）に見合う標準報酬月額（26万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（22万円）より高額であるものの、申立人が当該期間において支給されていたことが認められる報酬月額（20万837円）に見合う標準報酬月額（20万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（22万円）より低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

5 申立期間のうち平成4年8月から同年12月までの期間については、当該

事業所が保管する賃金台帳により、申立人が当該期間において支給されていたことが認められる報酬月額（平成4年8月は26万5,930円、同年9月及び同年10月は30万1,020円、同年11月及び同年12月は30万4,000円）に見合う標準報酬月額（平成4年8月は26万円、同年9月から同年12月までは30万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（22万円）より高額であるものの、事業主が当該期間において源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料額（1万5,950円）を当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の72.5）で除して求められる報酬月額（22万円）に見合う標準報酬月額（22万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（22万円）と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

6 申立期間のうち平成5年1月から同年9月までの期間については、当該事業所が保管する賃金台帳により、申立人が同年において支給されていたことが認められる報酬月額の合計額（377万5,700円）を給与支払月数（12か月）で除して求められる報酬月額（31万4,642円）に見合う標準報酬月額（32万円）は、オンライン記録で確認できる当該期間の標準報酬月額（22万円）より高額であるものの、事業主が当該期間を含む同年1月から同年12月までの期間において源泉控除していたことが認められる厚生年金保険料合計額（20万100円）は、オンライン記録で確認できる同年の標準報酬月額（平成5年1月から同年9月までは22万円、同年10月から同年12月までは26万円）に当時の被保険者負担厚生年金保険料率（1,000分の72.5）を乗じて求められる厚生年金保険料額（平成5年1月から同年9月までは1万5,950円、同年10月から同年12月までは1万8,850円）の合計額（20万100円）と合致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

7 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち平成3年12月から4年3月までの期間及び同年8月から5年9月までの期間においてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3118

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年5月26日から同年8月1日まで

申立期間はA社に勤務していたが、入社時の労働契約では月給30万円と決めたはずなのに、オンライン記録で確認できる標準報酬月額は26万円となっている。

昭和61年分の所得税の確定申告書の控え（以下「確定申告書」という。）を保管しているので、申立期間に係る標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する確定申告書により、昭和61年において申立人がA社から支払いを受けたことが確認できる給与支給総額（67万2,000円）は、報酬月額を30万円とした場合に推計される同年5月の報酬月額（日割り計算により7万2,000円）及び同年6月及び同年7月の報酬月額（各30万円）の合計額と合致することから、申立人は、申立期間において30万円の報酬月額を支給されていたことが認められ、当該金額に見合う標準報酬月額（30万円）はオンライン記録で確認できる標準報酬月額（26万円）より高額である。

また、確定申告書により、申立人が昭和61年において源泉控除されていたことが認められる社会保険料等の合計額（43万205円）は、当該事業所における申立期間の標準報酬月額を30万円とした場合に控除されるべき申立期間の厚生年金保険料額（5万5,800円）及び健康保険料額（3万7,350円）、当該事業所における給与支給総額に基づく申立期間の雇用保険料額（3,696円）、

オンライン記録により確認できる同年1月1日から同年4月11日までの期間の他の事業所における厚生年金保険及び健康保険の被保険者期間に係る標準報酬月額(30万円)に基づき控除されるべき当該期間の厚生年金保険料額(7万4,400円)及び健康保険料額(5万250円)、同事業所における当該期間の給与支給総額(119万9,000円)に基づく当該期間の雇用保険料額(6,595円)、両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載及びB健康保険協会C支部が保管する任意継続被保険者記録によって確認できる申立人の健康保険任意継続被保険者期間(昭和61年4月11日から同年5月26日までの期間及び同年8月1日から62年1月1日までの期間)に係る同保険料の合計額(10万9,560円)、オンライン記録により確認できる申立人の国民年金保険料納付済み期間(昭和61年4月及び同年8月から11月までの期間)に係る同保険料の合計額(3万5,500円)、並びに申立人の妻の国民年金保険料納付済み期間(昭和60年12月から61年4月までの期間及び同年8月から同年11月までの期間)に係る同保険料の合計額(6万2,460円)を合計した額(43万5,611円)とほぼ合致することから、申立人は、上記報酬月額に基づく標準報酬月額(30万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により源泉控除されていたことが認められる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、確定申告書に記載された給与支給額及び社会保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、確定申告書で確認又は推認できる給与支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

北海道厚生年金 事案 3119

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和41年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月29日から同年2月1日まで

昭和29年3月にA社に入社し、平成2年6月30日に退職するまで同社に継続して勤務した。

申立期間は、A社B支店から同社C支店に転勤した時期であるが、厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社本社が保管する申立人に係る社員名簿の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和41年2月1日にA社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年12月の社会保険事務所(当時)の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主

が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を90円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から同年5月1日まで
② 昭和21年5月30日から22年6月1日まで

昭和21年4月1日から22年5月31日までA社C支店にD職として勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、オンライン記録では、昭和21年5月30日にA社C支店における厚生年金保険被保険者資格を喪失しており、申立期間②の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人は、「結婚するためA社を退職したが、経済的な理由から、結婚する前月の末日まで勤務した。」と当時の状況について具体的に供述しているところ、戸籍謄本によると、申立人は、昭和22年6月*日に婚姻していることが確認できる。

また、申立人が、E学校の同期生で、A社C支店にも同期で入社したとして名前を挙げた同僚4人のうち、生存及び所在が確認できた同僚二人に照会したところ、共に「申立人とはE学校の同期生で、A社C支店にも同期で入

社した。申立人は正社員のD職として勤務し、1年以上勤務した後に結婚のため退職した。」と供述しており、当該同僚二人は、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、いずれも申立期間②において厚生年金保険の加入記録が継続していることが確認できる。

さらに、上記同僚二人のうち一人は、「入社時から約半年間、申立人と同じ職場でD職として勤務していたが、この間、申立人の勤務形態及び業務内容等に変更は無く、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失するような事情もなかった。その後、私は異動したが、申立人は、結婚する前月の末日まで継続して勤務していた。」と供述している上、申立人が後任者として名前を挙げた者は、被保険者名簿及びオンライン記録により、昭和22年4月1日にA社C支店における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②においてA社C支店に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和21年5月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人と同期入社と同僚の社会保険事務所の記録から判断すると、90円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、上記同僚二人の供述から、申立人が申立期間①においてA社C支店に勤務していたことが認められる。

しかしながら、B社は、「当時の資料が無く、当時の状況も不明である。」と回答している上、申立人及び上記同僚二人が名前を挙げた当時の支店長及び事務担当者は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況については確認することができない。

また、申立人及び上記同僚二人は、申立人を含めてE学校の同期生5人が昭和21年4月1日にA社C支店に入社した旨の供述をしているところ、被

保険者名簿により、これら5人全員が同年5月1日に同社同支店における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるとともに、厚生年金保険被保険者台帳索引票及び同補助簿により、この5人の厚生年金保険被保険者記号番号が連番で払い出されていることが確認できる上、被保険者資格取得日は、被保険者名簿及びオンライン記録とも一致している。

さらに、上記同僚二人のうち一人は、「入社当初において、給与から厚生年金保険料が控除されていたか否か分からない。入社時にはすぐに厚生年金保険に加入させてもらえなかったかもしれない。」と供述しており、他の一人からも、申立期間①に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和53年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月30日から同年12月1日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の記録が無い旨の回答をもらったが、昭和38年4月1日から平成16年10月31日までB社の関連会社(C部門)に継続して勤務していた。申立期間当時は、D社(現在は、E社)が新たに設立されたことに伴い、A社のC部門からD社に移籍した時期であるが、勤務地及び業務内容には変更が無かった。

申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与支払票を保管しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給与支払票、E社から提出された社員名簿(労働者名簿)及び複数の同僚の供述から、申立人は、申立てに係るB社の関連会社に継続して勤務し(A社からD社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が保管する辞令書、F社から提出された辞令簿及びE社から提出された社員名簿(労働者名簿)においては、申立期間前の昭和53年11月1日とされているところ、同社では、「当時、関連会社からD社に移籍した従業員については、移籍後、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和53年12月1日までの期間は、異動元の

各関連会社において厚生年金保険を適用させる取扱いであったと考えられることから、申立人については、異動元のA社において同保険を適用させていたものと考えられる。」と回答していることから判断すると、同年12月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和53年12月の給与支払票から確認できる厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、商業登記簿謄本により、A社は昭和62年9月30日に解散していることが確認できるとともに、当時の事業主は既に死亡しており確認することができないが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を53年12月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年11月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が、A社B事業所において、昭和19年4月18日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における同被保険者の資格喪失日は20年11月1日であったと認められることから、申立期間に係る同被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月18日から20年11月1日まで

昭和19年4月から20年10月まで志願してA社B事業所に勤務していた際、C県のD社E事業所に派遣されて勤務したことがあり、終戦後は残務整理のためA社B事業所に勤務していたが、年金記録を確認したところ、厚生年金保険に加入していた記録が無い。勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人と同姓で、名前の漢字と生年月日が相違する未統合の記録が確認できる。

当該記録に記載されている者の生年月日について、i) 昭和*年*月*日では、当該者の厚生年金保険被保険者資格取得日の19年4月18日には*歳であり不自然であるとともに、当該者の生年月日が申立人の生年月日の月日と類似していること、ii) 当該者の厚生年金保険の記号番号の前後20人の者がいずれも4年又は5年生まれであること、また、当該記録に記載されている者は、i) 申立人と名前の読みが同一であること、ii) 厚生年金保険記号番号が、申立人が名前を挙げた二人の同僚の記号番号に挟まれていることが確認できること、iii) 申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた同僚9人に照会したところ、5人から

回答が得られたが、全員が「学校卒業時に志願又は推薦されてA社に勤め、C県のD社E事業所に派遣されて勤務したことがある。」と供述しており、申立人の供述と合致していることなどを考慮すると、申立人は当該事業所で勤務していたことが認められ、当該記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると考えることが相当である。

また、当該記録の厚生年金保険被保険者台帳に「火災類焼のため名簿照会、事業所全喪のため照会不可能」と記載され、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日が記載されていないことが確認できるものの、申立人は、「会社から残務整理を命じられたことから、前記二人の同僚よりも2か月遅く退職した。」と供述しているところ、当該同僚二人の厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日は、昭和20年8月22日、同年9月1日となっているほか、当該記録の記号番号の前後の20人のオンライン記録を見ると、同年8月又は同年9月に多くの者が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる一方で、同年10月に一人、同年11月に二人、同年12月に二人の者が厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立人の同保険の資格喪失日は同年11月1日と推認することができる。

なお、A社B事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間当時の厚生年金保険記号番号の欠番が多数見られるほか、同名簿では、昭和20年8月から同年11月にかけて資格喪失者は見当たらないが、オンライン記録との照合では、欠番となっている複数の同保険記号番号の者が、同年8月から同年11月にかけて資格喪失となっている上、上記当該記録に係る厚生年金保険被保険者台帳の備考欄に「当該事業所20年8月書類焼失」の記載も見られることから、社会保険事務所における年金記録の管理が不適切であったと認められる。

これらのことを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、A社B事業所において、昭和19年4月18日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年11月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、未統合の申立人の厚生年金保険被保険者記録により、30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 59 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 44 万円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額 (59 万円) に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を 59 万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額 (44 万円) に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 10 月 1 日から 11 年 9 月 30 日まで

A社で勤務していたが、申立期間の標準報酬月額が 59 万円であるべきところが 44 万円となっている。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該標準報酬月額は年金給付に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 44 万円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 22 年 9 月 15 日に 59 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額 (59 万円) ではなく、当初記録されていた標準報酬月額 (44 万円) となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書 (写し) 並びに、A社から提出された非組合員賃金一覧表 (98 春期) (写し) 及びB業厚生年金基金

の厚生年金基金加入員標準給与月額算定基礎届（写し）によると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額（59 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額（44 万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間における標準賞与額の記録は、事後訂正の結果61万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の59万7,000円とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額(61万7,000円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を61万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準賞与額(59万7,000円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年7月21日

A社で勤務していた平成17年7月21日の標準賞与額が61万7,000円であるべきところが59万7,000円となっている。同社は、既に年金事務所に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該標準賞与額は年金給付に反映されていないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準賞与額は、当初59万7,000円と記録されたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成22年8月30日に61万7,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額(61万7,000円)ではなく、当初記録されていた標準賞与額(59万7,000円)となっている。

しかしながら、申立人から提出された給与支給明細書(写し)及びA社から

提出されたB業厚生年金基金の厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書（写し）により、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額（61万7,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から同年7月まで

私は、会社を退職してA市の実家に戻った昭和51年3月頃に、私の母親から国民年金に加入するように言われて、その時に加入した記憶がある。

ねんきん特別便で申立期間の国民年金保険料が未納となっていることが判明したが、申立期間以外の保険料に未納が無く真面目に納付していることから、裏付ける資料は何も無いが、申立期間のみ保険料が未納とされていることに納得できない。

3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年3月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者の加入状況調査により、平成5年3月頃に払い出されたものと推測される上、同手帳には「5. 3. 23 新規加入」のゴム印が押されていることから、申立人の国民年金の加入手続はその頃に行われ、年金手帳に記載された「はじめて被保険者となった日（昭和51年2月29日）」は、当該払出時期に国民年金被保険者資格の取得日を記載したものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人に別の同手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ

とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年7月から平成元年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年7月から平成元年2月まで

私は、昭和61年7月に離婚して間もなく、A市B区役所で国民健康保険の加入手続を行った際、窓口の職員から国民年金の加入を勧められた。その際に、国民年金保険料の免除制度があることを教えられたので、私は、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料免除申請書を提出したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、免除申請手続をしたはずなので、保険料の免除承認の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、A市の国民年金手帳前渡整理簿により、申立人の第3号被保険者資格の取得に伴い、昭和61年4月以降に申立人の加入手続によらず払い出されたことが確認できる上、申立人の年金手帳により、申立人が同被保険者資格を取得してから平成3年頃までの期間について、必要であった国民年金に係る氏名及び住所の変更手続等を申立人が行った形跡が見当たらないことから、申立人の国民年金制度に関する意識が高かったものとは認め難い。

また、申立人の元夫が厚生年金保険の被保険者資格を昭和61年7月16日に喪失したことに伴い、申立人は同日付けで第3号被保険者資格を喪失し、第1号被保険者資格を取得する手続が必要であったところ、申立人がその喪失及び取得の手続を行った形跡が見当たらない上、A市における申立人の被保険者名簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金被保険者資格は、63年11月まで第3号被保険者として記録されており、当該記録が訂正された同月に申立人の同被保険者資格は、61年7月から第1号被保険者であると訂正されていることが確認できることから、申立人は、申立期間のうち、61年7月から63

年9月までの国民年金保険料の免除申請を行うことはできなかったものと推認される。

さらに、申立人は、平成元年度及び3年度の国民年金保険料の免除申請を行い承認されたものの、厚生年金保険の被保険者期間であったため、平成4年7月22日に国民年金被保険者資格を取り消され、厚生年金保険被保険者期間に訂正されたことが確認できるところ、申立人は免除申請を行ったことは1回のみであるとしていることから、申立人の免除申請の記憶は曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、申立期間以前から国民年金保険料を納付しており、申立期間当時の生活状況に変化は無いため、申立期間の保険料も継続して納付していたはずである。

申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失手続をした記憶もなく、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付状況について、毎月又は3か月ごとに納付していたとしているが、A市における申立人の国民年金被保険者名簿を確認したところ、昭和58年4月1日に国民年金被保険者資格を喪失しており、昭和59年度及び60年度の申立人の同被保険者名簿が見当たらないことから、申立期間は未加入期間であったものと推認でき、A市から申立人に対して保険料の納付書は交付されず、申立人は保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳には、申立期間に係る国民年金被保険者資格の喪失日の記載がある上、申立人が第3号被保険者資格を取得する際に別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人が申立期間も継続して国民年金の被保険者であり、当該期間の国民年金保険料を納付していれば、申立人に別の同手帳記号番号が払い出されることは考え難いことから、申立人は申立期間の保険料を納付していなかつたものと推認される。

さらに、申立人の前述の国民年金手帳記号番号の年金記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が納付された形跡は無く、同手帳記号番号は誤って払い出されたものとして取り消されており、このほかに申立人のものと思われ

る同手帳記号番号も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から53年3月までの期間及び56年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から53年3月まで
② 昭和56年4月から57年3月まで

私は、昭和50年4月頃、A市役所に行き国民年金に加入した。52年5月から53年3月までは間違いなく毎月国民年金保険料を納めてきたので未納期間は無いはずである。また、昭和56年度は国民年金保険料の申請免除期間になっているが、私は申請免除を絶対にしていない。

申立期間①の国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間②の保険料が免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃、国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査等により、56年3月頃に払い出されたものと推認でき、その時点で申立期間①の国民年金保険料は、時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間①以降、毎月、国民年金保険料を納付し、保険料を遡って納付したことはないとしているが、i)昭和53年4月から同年9月までの期間、昭和54年度及び55年度の保険料は過年度納付されたことが確認できること、ii)保険料の納付日が確認できる57年度から59年度までの保険料は3か月ごとに納付されていることから、これらの事実と申立人が述べていることが一致しない。

さらに、申立期間②については、申立人の元妻も国民年金保険料の申請免除期間となっている上、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿においても申請免除期間となっており、申立人の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から11年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月から11年2月まで

私は、平成10年4月頃、前年度までと同様に当該年度の国民年金保険料の納付書が送付されてきたことを契機に、申立期間の国民年金保険料申請免除の申請を行った。しかし、前年度までは国民年金保険料の免除が承認されているにもかかわらず、申立期間のみが未納期間とされている。納得できないので、申立期間を国民年金保険料の申請免除期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料の納付書が送付されてきたことを契機に、前年度までと同様に保険料の申請免除申請を行ったとしているが、A市の電算記録及び被保険者名簿には申立期間の免除申請を受け付けた記録が無いほか、オンライン記録にも申立期間の申請免除の記録が無く、申立期間について、免除承認通知書が作成された形跡が無い。

また、申立期間の国民年金保険料の申請免除を審査する資料となる平成9年分の世帯の所得は、申立人の父親の源泉徴収票（写し）の金額により、当時の免除承認基準を大きく上回っていることが認められる上、免除が承認されている前年度の審査の対象となる平成8年分の源泉徴収票（写し）の金額と比較すると、「給与所得控除後の金額」が50万円程度増加していることが確認でき、申立人は、申立期間中、家族の生活状況に大きな変化は無かったとしていることから、仮に申立人が申立期間の保険料の免除申請申請を行ったとしても、免除が承認されたものとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料に係る免除申請申請を行ったことを示す関連資料が無い上、ほかに、申立期間の国民年金保険料が免除され

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1828

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年12月

申立期間について、私は、昭和57年12月16日付けで会社を退職し、58年1月5日付けで次に就職するまでの間に、自身で国民年金への加入手続を行い、その保険料を納付した。

以前、A職を辞める際に、納税等についての説明を受けていたことから、厚生年金保険に加入していない期間については、忘れずに国民年金の加入手続を行っていたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金に加入していない期間は国民年金の加入手続を忘れずに行っていたはずであるとしているが、申立人は申立期間において国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての具体的な記憶がないとしていることから、当時の状況が不明である。

また、i) オンライン記録において、申立人に係る国民年金記号番号は確認できず、申立人に対して当該記号番号が払い出された形跡は見当たらないこと、ii) 申立人が申立期間当時、居住していたとするB県C市D区において、申立人に係る国民年金被保険者名簿が確認できないこと、iii) 申立期間に係る国民年金の被保険者資格喪失記録が、平成14年1月に追加して記録されたものであることなどから、申立期間は、当該時点までは国民年金の未加入期間であったと考えられ、申立期間の国民年金被保険者資格記録が追加された平成14年1月時点では、時効により申立期間の国民年金保険料を納付することができなかつたとみられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年9月まで

私は、結婚のため当時勤務していた会社を退職した後、国民年金の加入手続をA社会保険事務所（当時）で行い、保険料については、昭和52年1月から同年3月まではB市に居住していたので、C銀行本店（当時）又は同行D支店（当時）で納付していた。

また、昭和52年4月に夫の勤務地がE市となり、同市に転居した後は、E銀行F支店で納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、E市F区で払い出されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者状況調査により、昭和52年10月頃に払い出されていることが推認できる上、申立人の年金手帳により、同年10月12日に国民年金任意加入被保険者の資格を取得していることが確認でき、この記録は申立人が55年2月から平成4年3月まで居住していたG県H市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録とも一致することから、これらの事実は、B市に居住していた時点で国民年金の加入手続を行ったとする申立人の主張とは一致しない上、申立期間中、申立人に対し別の国民年金記号番号が払い出されていた形跡も見当たらない。

さらに、国民年金任意加入被保険者の保険料納付義務は、国民年金の資格を取得した日から発生するため、制度上、申立期間の保険料を遡って納付することができないほか、申立人は、申立期間以前にも国民年金の未加入期間が散見される。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1830

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年3月まで

私は、昭和45年6月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、現在所持している年金手帳が送付されてきた。

申立期間の国民年金保険料については、私が毎月納付書に現金を添えてA信用金庫B支店の窓口で納付したと記憶している。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金の加入手続について、「昭和45年6月頃、私がA市役所で国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期については、その前後の同手帳記号番号の被保険者状況調査により、昭和50年7月頃と推認できること、ii) A市の申立人の国民年金被保険者名簿の備考欄に「50年度適用者」と記載されていることについて、A市では、「昭和50年度に国民年金の資格取得適用を行った者を示すものと思われる。」と回答していることなどから、加入手続は50年7月頃に行われたものと認められ、その時点では、申立期間の半分以上は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は、申立期間の保険料を遡って納付した記憶がなく、申立期間において、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「私が毎月納付書に現金を添えてA信用金庫B支店の窓口で納付した。」と述べているが、A市では、昭和47年4月に納付書による納付方法が変わるまでは印紙検認方式であったところ、申立人は、印紙により保険料を納付した記憶がないとしている。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳について、「国民年金の加入

手続を行った時に郵送されてきたものであり、そのほかに手帳を交付された記憶はない。」と述べているが、その手帳の色は、昭和49年11月以降に使用されていたオレンジ色であることから、45年6月頃に交付を受けたとする申立内容と一致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から6年11月まで

私は、平成元年8月又は同年9月頃に、A市B区役所又はC社会保険事務所（当時）で、国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続きを行い、その保険料は、毎月、家賃と一緒にD銀行（当時）で納付していたほか、同年から5年頃までの時期に、約22万円から32万円を、E社会保険事務所（当時）で納付した記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年8月又は同年9月頃に国民年金の種別変更手続きを行ったと主張しているところ、i) オンライン記録により、申立人の同年8月23日付け第3号被保険者の資格喪失記録が、8年10月8日に追加処理されていることが確認できること、ii) A市の平成7年度の国民年金被保険者名簿により、申立人の申立期間に係る国民年金の被保険者資格が、第3号被保険者のままであることが確認できることから、申立人が国民年金の種別変更手続きを行った時期は、8年10月頃であると推定され、同年同月に、国民年金の第3号被保険者とされていた申立人は、国民年金保険料の納付が必要である第1号被保険者として整理されたものと考えられるところ、当該整理時点において、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができなかつたものとみられる。

また、申立人が、平成元年から5年までの時期に約22万円から32万円を一括納付したと記憶している国民年金保険料について、申立人は、種別変更した後の9年1月23日に、6年12月から9年1月までの保険料（30万7,800円）を一括納付していることが確認できることから、申立人が一括納付したとする保険料は、この時に納付した保険料であった可能性も否定できない。

さらに、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は、64 か月と長期間であるとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年9月までの期間、60年10月から同年12月までの期間、61年4月から同年8月までの期間、平成9年1月から同年7月までの期間及び同年9月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年3月から同年9月まで
② 昭和60年10月から同年12月まで
③ 昭和61年4月から同年8月まで
④ 平成9年1月から同年7月まで
⑤ 平成9年9月から10年3月まで

私は、申立期間に係る国民年金保険料の免除申請書をA市B区役所に郵送で提出し、それぞれの申立期間について、全て電話で免除が決定したことを知らされた。申立期間が国民年金保険料の申請免除期間とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年3月に国民年金の加入手続を行い、申立期間について、国民年金保険料の免除申請を行ったとしているが、オンライン記録により、申立人は基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以前に国民年金に加入している者に必ず付番される国民年金の記号番号が無いことが確認できることから、申立人の国民年金のオンライン記録は、同制度の導入以降に追加整理されたものである。

また、オンライン記録により、申立期間に係る国民年金の被保険者期間は、平成10年8月18日に追加整理されたものであることが確認できることから、この時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料の免除申請ができなかったと考えられるほか、申立期間当時、申立人に対し、国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の申請免除の承認について、免除承認通知書を受け取っておらず、A市B区役所から毎回電話で通知されていたものとしているが、申請免除の承認については、法令により、文書による通知が義務付けられており、A市B区役所においても、「申請免除の決定を電話により知らせることは一切していない。」としていることから、申立人の主張は不自然である。

加えて、申立人が申立期間に国民年金保険料の免除申請を行っていたことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料免除申請をしていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月頃から37年8月頃まで
申立期間は、A社の社員として勤務し、B業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和35年8月頃から37年8月頃までの期間、A社の社員としてB業務に従事した。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和42年11月29日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本によると、同年11月28日株主総会決議により解散、43年3月25日清算終了していることが確認できる上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚一人についても、申立人は名字しか記憶していないため個人を特定することができず、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用等について供述を得ることができない。

さらに、申立人は「A社において勤務した時期は分からないが、2年ぐらい勤務した。同社には一度しか勤務していない。」と供述しているところ、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、申立人は、A社において昭和28年2月8日から30年2月3日までの期間に厚生年金保険の加入記録があることが確認できたことから、当該加入記録について、申立人に確認したところ、申立人は「申立て事業所であるA社において、私が勤務していた時の厚生年金保険の加入記録である。」と供述している。

加えて、被保険者名簿を確認したが、申立人が申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録は確認できない。

その上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 2 月 1 日まで

昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 3 月 22 日まで A 社（現在は、B 社）に C 職として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の業務内容に関する具体的供述及び同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日は特定できないものの、申立人が申立期間当時、A 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時、厚生年金保険の適用については、試用期間中の社員、臨時社員及びアルバイトの者は加入させていなかった。また、当時の資料が無いため申立人の勤務履歴は確認できない。」と回答している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により申立期間当時、厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 10 人に照会し、6 人から回答が得られたところ、そのうち 5 人は、「A 社の試用期間は、1 か月から半年ぐらいあった。」と供述しており、当該 5 人のうち入社日を記憶していた 3 人は、被保険者原票により、記憶していた入社日から 2 か月から 5 か月後に厚生年金保険に加入していることが確認でき、そのうち二人は、「厚生年金保険の未加入期間には、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述している。

さらに、D 連合会に照会したところ、申立人の当該事業所における E 基金

の加入記録は、昭和47年2月1日から同年3月22日までとなっており、厚生年金保険の加入記録と一致している上、雇用保険の加入記録についても同年2月1日から同年3月22日までとなっており、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

昭和 47 年 4 月 1 日から 49 年 3 月 16 日まで継続して A 社に勤務し、B 業務に従事していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、A 社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社は、オンライン記録によると、昭和 48 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間当時は同保険の適用事業所ではないことが確認できる上、当時の事業主は病気療養中のため供述を得ることができないことから、当時の事務担当者に照会したところ、「申立期間は厚生年金保険加入前の期間であり、給与から厚生年金保険料を控除していない。また、独立採算であったので、親会社の社会保険にも加入していない。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者原票により、当該事業所が適用事業所となった日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる同僚二人に照会したところ、共に「申立期間は厚生年金保険加入前の期間であり、厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

さらに、前述の事務担当者は、申立期間当時は、厚生年金保険料は当月控除であったとしているところ、前述の同僚二人のうち一人が保管していた昭和 48 年 4 月分及び同年 5 月分の給与明細書によると、当該事業所が厚生年金保

険の適用事業所となる直前の同年4月分の給与からは同保険料は控除されておらず、適用事業所となった月の同年5月分の給与から同保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月頃から 61 年 3 月頃まで
申立期間については、A 商業施設 B 店で C 業務員として勤務していた。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 商業施設 B 店の業務内容及び自身の仕事内容について詳細に記憶していることから判断すると、時期及び期間の特定はできないものの、申立人が C 業務員として同店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 商業施設 B 店は A 社において厚生年金保険等に参加していたことから、同社に照会したところ、「申立てどおりの届出を行ったかは不明、厚生年金保険料を納付したかは不明。申立人に該当する記録はない。社会保険は法律の加入条件どおりに適用している。」と回答している。

また、申立人は、A 商業施設 B 店のマネージャーの名前を挙げていることから、この者に照会したところ、「私は A 商業施設 B 店でマネージャーをしていたが、申立人のことは覚えていない。厚生年金保険には勤務時間等により、加入している人と加入していない人がいた。」と回答している。

さらに、申立人は A 商業施設 B 店の店長については名字しか記憶していないためこの者を特定することができず、他の同僚の氏名も覚えていないことから、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間当時、A 社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる 28 人に照会したところ、回答が得られた 13 人全員が、A 商業施設 B 店には勤務していないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の事実について供述を得ることはできない。

加えて、申立人の夫はD共済組合の組合員であったことから同組合に確認したところ、「申立人は、申立期間当時、夫の被扶養者となっている。」と回答している。

その上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
昭和 32 年 4 月 1 日から A 社 B 支店 C 事業所（現在は、D 社）で E 職として勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者資格の取得日の記録が同年 10 月 1 日となっているのはおかしい。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、F 職員等退職票により、申立人が A 社 B 支店 C 事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 32 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、同日から当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 5 人（申立人を除く。）のうち生存及び所在が確認できた二人は共に、同日より前の期間については厚生年金保険に加入していた形跡は無い。

また、D 社 G 支店に照会したところ、「資料等が見当たらず、申立人の雇用形態は不明である。厚生年金保険の適用事業所となる前の事業所の職員（H 共済組合員を除く。）についての公的年金の適用状況については不明であるが、未加入ではないかと思われる。申立期間における申立人の給与からの厚生年金保険料控除については不明である。」と回答している。

さらに、前述の二人の同僚に照会したところ、回答が得られた一人は、「申立人と同じく昭和 32 年 4 月から A 社 B 支店 C 事業所で勤務していた。厚生年金保険の加入については記憶していない。」と述べている上、申立人が名前を

挙げた同僚 11 人のうち、当該事業所における厚生年金保険被保険者記録が確認できた二人に照会したところ、回答が得られた一人は、「昭和 27 年から 42 年まで勤務していた。その期間は共済組合員期間であった。」と述べており、同人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3130

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 7 月 1 日から 51 年 5 月頃まで

申立期間は、A社に正社員でB業務員として継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日が、昭和 50 年 7 月 1 日になっているので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人はA社を昭和 50 年 6 月 30 日に離職していることが確認でき、これは、申立人に係るオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日(離職の翌日)と一致する。

また、オンライン記録によると、当該事業所は平成 17 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主に照会したところ、「確認できる資料はないが、正社員の退職と同時に厚生年金保険被保険者資格の喪失手続を適正に行っていた。」と回答しており、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できる資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の名前を記憶していないことから、オンライン記録により、申立期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者 7 人に照会したところ、そのうち回答が得られた 6 人全員が、「申立人の名前に記憶はない。私が退職した時期と厚生年金保険被保険者資格の喪失日は一致している。」と述べている上、オンライン記録により、当該同僚 6 人の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日の記録は、自身が記憶している退職時期とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 10 月から 50 年 1 月 1 日まで

昭和 45 年 10 月から 50 年 2 月末まで A 事業所で B 業務担当として勤務していた。A 事業所は、当初は個人経営であったが、48 年 10 月から C 社として会社組織になったので、この時から厚生年金保険に加入しているはずである。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において C 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 50 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所に該当していなかったことが確認できる上、同日から当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 18 人（申立人を除く。）の年金記録を確認したところ、全ての者が申立期間については当該事業所における厚生年金保険の加入記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人及びオンライン記録により当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 50 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、所在が確認された 7 人に照会し

たところ、回答を得られた7人のうち5人が、「昭和50年1月1日以前から勤務していた。」と述べており、このうち一人は、「厚生年金保険には勤務当初からは加入しておらず、厚生年金保険に加入していない時は、給与から厚生年金保険料が控除されていない。厚生年金保険に加入する前は国民年金に加入していた。」と述べていることから、当該同僚の年金記録を確認したところ、申立期間は国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、前述の回答が得られた5人のうち1人が保管する給与明細によると、昭和50年2月分の給与から厚生年金保険料の控除が開始されており、49年11月分、同年12月分及び50年1月分の給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

その上、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3132

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月頃から同年3月15日まで
② 昭和42年5月15日から同年7月頃まで
③ 昭和42年8月頃から同年9月頃まで

申立期間①については、A社B支店（現在は、C社B支店）D事業部（以下「D事業部」という。）において臨時職員として勤務し、申立期間②及び③については、A社B支店E事業部（以下「E事業部」という。）において臨時職員として勤務していたので、厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、各申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の申立期間①から③までにおける勤務実態等についてC社に照会したところ、「各申立期間に係る賃金台帳や人事記録等の資料は残されていない。」と回答しており、申立人の各申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、「各申立期間においては臨時職員として勤務し、臨時職員の時は2か月を超えて継続して勤務できなかった。」と述べているところ、C社から提出のあった「準職員就業規則」によると、申立人の職種は臨時雇であったものと思われる上、厚生年金保険法の適用除外に該当していたと考えられる。

2 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚3人は生存及び所在が確認できない上、申立期間①当時、D事業部において厚生年金保険の被保険者であった者が一人確認できるものの、同人の所在も確認できないことから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年

金保険の適用状況について供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

- 3 申立期間②及び③について、オンライン記録によると、申立人が名前を挙げた同僚3人は生存及び所在が確認できないことから、E事業部において厚生年金保険被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた7人に照会したところ、回答が得られた4人全員が、「申立人と一緒に勤務したか否か分からない。」と述べており、これらの者から、申立人の申立期間②及び③における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について具体的な供述を得ることができない。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人について、「資格取得日昭和42年3月15日、資格喪失日同年5月15日」と記載されており、この記録は訂正等の形跡も無い。

- 4 申立期間①から③までについて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3133 (事案 2312 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月 8 日から同年 12 月 14 日まで

A社(現在は、B社)の申立てについては、平成 22 年 7 月 9 日付けで年金記録の訂正のあっせんは行わないとの通知があった。今回、当時の資料を再度探したところ、昭和 37 年 12 月及び 38 年 2 月の給料袋が見つかった。また、時期は不明であるが、在職中に社員カードの書換えがあった際、私の入社年月日が間違っていたため訂正されたことがあったこと、及び 37 年当時、会社が保管する健康保険証発行原簿の入社年月日が訂正されたことを確認したことを思い出したので、当時の担当者及び事業所に確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が保管していた退職金計算書及びB社から提出された社員カードにより、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことは認められるものの、i) 同社に照会したところ、「当時の書類を保管していないため、申立人の厚生年金保険の適用状況は不明である。また、申立期間当時、試用期間が3か月あり、その間に勤務状況をみて厚生年金保険に加入させていたようである。そのため、入社日と厚生年金保険の加入日が異なる者が多い。厚生年金保険に加入させる時期は従業員により異なっていた。厚生年金保険に加入させる前に給与から保険料を控除していなかった。」と回答していること、ii) 申立人が名前を挙げた同僚3人のうち2人は、オンライン記録により、同社で申立期間において厚生年金保険の加入記録が確認できるが、このうち一人は既に死亡しており、他の一人及び同社で申立期間において同保険の加入記録が確認できない一人からは、申立人の厚生年金保険の適用状況について具体的な供述が得られなかったこと、iii) オンライン記録により、申立期間当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格を有していたこ

とが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた者6人、並びに申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日である昭和37年12月15日に被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、生存及び連絡先が確認できた4人の合計10人に照会したところ、回答があった6人のうち2人が「入社してから3か月の試用期間があり、その間は厚生年金保険料を控除されていなかった。」と供述し、3人（C係、D係及びE係各一人）が「試用期間はなく入社と同時に厚生年金保険に加入し、保険料を控除されていた。」と供述し、残り一人は「厚生年金保険の加入の取扱いについては不明である。」と供述していること等から判断すると、同社では、申立期間当時、全ての従業員について入社時から同保険に加入させていたものではなく、従業員により異なる取扱いを行っていたことがうかがえること、iv) 同社が加入するF業健康保険組合に照会したところ、「申立人が組合員となった時期は、昭和37年12月15日である。」と回答しており、これは、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した時期と一致していること、v) A社の事業所別健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の名前は記載されていない上、申立人が記載されているページには、資格取得日は37年12月15日と記載され、取得日が訂正された形跡も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年7月9日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、新たな資料として昭和37年12月の賞与袋、賞与計算書及び38年2月の給与袋を提出しているが、これらは、申立期間において給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる資料とは認められない。

また、申立人は、「在職中に社員カードの書換えがあった際、私の入社年月日が間違っていたため訂正されたことがあるので、当時の担当者に確認してほしい。」として二人の同僚の氏名を挙げているが、一人は既に死亡しており、別の一人に照会したところ、「社員カードの書き換えがあったことは覚えているが、申立人の入社年月日が訂正されたか否かは分からない。試用期間の関係で、入社年月日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が異なることはあると思う。」と述べている。

さらに、申立人は、「A社には、永久保存の健康保険被保険者証発行原簿があり、当時、同原簿の日付が訂正されたことを確認したことを思い出したので、現在のB社に確認してほしい。」と述べていることから、B社に照会したが、「A社とG社が平成16年4月に合併した際、それより10年前の書類は全て廃棄していることから、健康保険被保険者証発行原簿は残されていない。」と回答している。

これらのことから、年金記録の訂正につながる新たな関連資料及び周辺事情があるとは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな

事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3134(事案 306 及び事案 1500 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 45 年 8 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 48 年 5 月まで

申立期間①については、A社に勤務しており、B業務に従事していた。また、申立期間②については、C社に勤務しており、D事業所でE業務等の仕事をしていた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てたが認められなかった。納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社は、昭和 50 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①は適用事業所に該当していなかったことが確認できること、ii) 申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用について同社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) 元事業主の息子及び一緒に勤務していた同僚一人に照会したところ、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す具体的な供述及び関係資料の提出が得られないこと、iv) オンライン記録により同社において厚生年金保険の適用時から加入していた被保険者について、厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①は別の事業所に勤務しているか、あるいは、厚生年金保険に加入した形跡は見当たらないこと、v) 同社における雇用保険の記録においても、申立人の加入記録は存在しないこと、また、申立期間②については、i) 申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用についてC社に照会したところ、これらの事実を確認できる関連資料や供述を得ることはで

きなかったこと、ii) 元事業主の妻、息子及びD事業所の所長に照会したところ、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを示す具体的な供述及び関係資料の提出が得られないこと、iii) オンライン記録により申立期間に同社において勤務していたことが確認できる者に照会したが、「申立人の名前に記憶がなく、厚生年金保険の加入状況については分からない。」と述べていること、iv) 同社における雇用保険の加入記録においても、申立人の記録は存在しないこと、v) 厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月20日付け及び21年11月20日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再々申立てに当たり新たな資料等を提出することなく、申立期間①については同僚の名前及び申立期間②についてはD事業所の所長の名前を挙げて、両申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと主張しているが、当該主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から 44 年 7 月 21 日まで
昭和 38 年か 39 年頃から 45 年 7 月まで A 社に正社員の B 職として勤務していたが、同社が厚生年金保険の適用事業所となって以降の申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管する辞令簿及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間を含む昭和 37 年 11 月 16 日から 45 年 7 月 25 日までの期間において同社に継続して勤務していたことは確認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 5 月 1 日であることから、申立期間のうち 40 年 7 月から同日までの期間については、同保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、A 社に照会したところ、「当社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 41 年 5 月 1 日であるが、当社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によれば、当時、当社が申立人の同資格取得日を 44 年 7 月 21 日として届け出たことが確認できることから、何らかの理由により、同日以前の期間においては申立人を厚生年金保険に加入させていなかったものと考えられ、当該期間の厚生年金保険料を給与から控除することも無かったと考えられる。」と回答しており、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入していたことを裏付ける資料、供述等は得られなかった上、同社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(写し)によると、同社が、申立人の同資格取得日を昭和 44 年 7 月 21 日として届け出たことが確認

できる。

また、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚3人のうち、生存及び所在が確認できた者二人は、当該事業所に入社した時期について、それぞれ昭和37年9月、41年10月であったと供述するところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によれば、このうちB職であったと供述する一人については、申立人と同日の44年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるほか、A社に勤務していたと供述する他の一人については、当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

さらに、オンライン記録により、前述の同僚一人を除き、当該事業所において申立人と同日の昭和44年7月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた者7人に照会したところ、回答が得られた4人のうち入社時期に係る供述が得られた二人は、当該事業所に係る被保険者原票によると、自身が記憶する入社時期から、それぞれ9年後、2年後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、両人から同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、オンライン記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和41年5月1日に同保険の被保険者資格を取得したことが確認でき、生存及び所在が確認できた者12人が供述する当時の職種は、C業務主任、D業務担当、E業務主任、F業務主任、G業務担当、H業務担当等であることから、B職であった申立人とはいずれも立場が異なっていたと考えられるほか、このうちC業務主任であったと供述する者は、「昭和41年5月1日に会社が厚生年金保険の適用事業所となる以前は、従業員全員が雇用保険と組合健康保険にのみ加入していた。また、適用事業所となった後も、勤務していた従業員について、上司の判断でばらばらに同保険に加入させていたと記憶しており、同保険に加入させる前の期間において、厚生年金保険料を給与から控除することはなかった。」と供述している。

その上、I健康保険組合に照会したものの、「当時の資料が保存されていないため、申立人の組合員記録を確認することができない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3136 (事案 2290 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 4 月頃から 39 年 4 月頃まで

申立期間は、A氏所有のB船に乗船していたが、船員保険の加入記録が確認できない。

今回、当時の船頭の息子に、船員保険加入証明書を書いてもらったので、申立期間について船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 船舶所有者名簿及び船員保険被保険者名簿により、申立期間当時、B船の船舶所有者であったことが確認できる者は既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び船員保険の適用状況について確認することができないこと、ii) 申立人がB船の船長であったとする者に照会したものの、申立人が申立期間において同船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iii) オンライン記録により、申立期間当時、当該船舶において船員保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、所在が確認できた11人(前述の申立人が船長であったとする者を除く。)に照会したところ、回答が得られた8人のうち4人は、「申立人を知らない。」と述べているほか、申立人を記憶していると供述する他の4人からも、申立人が申立期間において同船舶に乗船していたことを裏付ける供述は得られなかったこと、iv) 同船舶に係る申立期間の船員保険被保険者名簿において申立人の氏名は無い上、被保険者証番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難いことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年7月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回、当該船舶の船頭であった者の息子が作成した「船員保険加入証明書」を提出し、「証明書があるので、申立期間について船員保険の被保

険者であったことを認めてほしい。」と主張するが、当該証明書においては、申立人が申立期間において当該船舶に乗船し、船員保険に加入していた旨の記載が無い上、当該証明書の作成者に照会したところ、「申立人から要請されたので証明書を作成したが、私は当時中学生であったことから、申立人が申立期間当時、B船に乗船していたかどうかや、船員保険に加入していたかどうかは分からないため、そのことは書いていないはずである。父は、船員保険に加入させなければならない時には間違いなく加入手続を行ったはずなので、加入記録が無いとすれば、乗船していなかったか、又は乗船していたのが他の船舶であったとしか考えられない。当時を知る者に聞いてみたものの、申立人がB船に乗船していたことをだれも記憶していなかった。」と供述しており、申立人が申立期間において当該船舶に乗船し、船員保険に加入していたことを裏付ける資料や供述は得られなかったほか、申立人が、「当時、船員保険料を、船頭（会計担当者）に現金で届けていた。」と主張するところ、申立人が当該船舶の船長であったとする者、及び船員保険被保険者名簿により、申立期間前後に当該船舶所有者の船舶において船員保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者6人の合計7人に再度照会したところ、船員保険料の控除方式について供述が得られた3人は、いずれも「当時、船員保険料は給与から控除されており、同保険料を会計担当者に現金で届けることはなかった。」と供述していることから、当該主張も不自然であることを踏まえると、これらの主張は当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 44 年 5 月まで
申立期間は、A町にあったB社に勤務し、C業務に従事したが、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚に関する具体的な供述内容及び同僚の供述から判断すると、就職日及び退職日の特定はできないものの、申立人が申立期間中にB社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所索引簿によると、申立期間当時、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、当該事業所の所在地を管轄する法務局においても商業法人登記が確認できないほか、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人及び申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間当時の当該事業所の従業員数について、いずれも自身を含め4人であったとしていることから、当該事業所は申立期間当時、厚生年金保険法第6条に規定する適用事業所の要件を満たしていなかったものと認められる。

さらに、申立人が後任者として名前を挙げた同僚は、「私は申立人がB社を退職した後に、同社に採用となった。当時、B社は厚生年金保険に加入しておらず、私は国民年金に加入していた。」と供述している上、オンライン記録によると、この同僚は、当該事業所に勤務していたとする期間において、厚生年金保険に加入した形跡が無く、20歳になると同時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、平成5年まで当該事業所に

勤務していた同僚一人は、D国民健康保険組合の記録によると、当時、同国民健康保険組合の加入員であったことが確認できるものの、オンライン記録によると、申立期間当時、厚生年金保険に加入した形跡は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

昭和 41 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日まで A 社（現在は、B 社）C 営業所にフルタイムの臨時職員として勤務し、D 業務等に従事していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が A 社 C 営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社では、「正社員は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入させているが、短期の臨時職員については、これら社会保険には加入させていなかったものと考えられる。また、当社では、正社員の人事記録等について整理・保管しているが、申立人に該当する人事記録等はない。」と回答しており、雇用保険の被保険者記録において申立人の A 社に係る被保険者記録が確認できない上、申立人は、申立期間において健康保険証の交付を受けた記憶もない。

また、申立人が当時の上司として名前を挙げた者及び複数の同僚は、「業務の繁忙期には臨時職員を雇用しており、申立人もその一人であったと思うが、臨時職員の社会保険の加入状況については分からない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、給与か

ら厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶がない。

加えて、申立期間当時、A社C営業所の従業員が厚生年金保険の適用を受けていた同社E営業本部に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において、申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 昭和 40 年 11 月から 41 年 2 月まで
③ 昭和 44 年 1 月 10 日から同年 2 月 3 日まで
④ 昭和 44 年 6 月 19 日から同年 7 月 1 日まで
⑤ 昭和 44 年 7 月 18 日から同年 9 月 10 日まで
⑥ 昭和 44 年中の 3 か月
⑦ 昭和 44 年から 45 年まで中の 6 か月
⑧ 昭和 44 年から 45 年まで中の 3 か月
⑨ 昭和 44 年から 45 年まで中の 2 か月
⑩ 昭和 45 年中の 3 か月
⑪ 昭和 45 年中の 3 か月
⑫ 昭和 46 年から 47 年まで中の 6 か月
⑬ 昭和 46 年から 47 年まで中の 6 か月
⑭ 昭和 46 年から 47 年まで中の 6 か月
⑮ 昭和 46 年から 47 年まで中の 1 か月
⑯ 昭和 46 年から 47 年まで中の 3 か月
⑰ 昭和 46 年から 47 年まで中の 3 か月
⑱ 昭和 46 年から 47 年まで中の 6 か月
⑲ 昭和 46 年から 47 年まで中の 4 か月
⑳ 昭和 46 年から 47 年まで中の 3 か月
㉑ 昭和 46 年から 56 年まで中の 1 か月
㉒ 昭和 46 年から 56 年まで中の 1 か月
㉓ 昭和 46 年から 56 年まで中の 6 か月
㉔ 昭和 46 年から 56 年まで中の 7 か月

- ㉔ 昭和 47 年 1 月から同年 2 月まで
- ㉕ 昭和 53 年 2 月
- ㉖ 昭和 55 年 4 月
- ㉗ 昭和 57 年 6 月 19 日から同年 7 月 12 日まで
- ㉘ 昭和 59 年 1 月 28 日から同年 2 月 6 日まで
- ㉙ 昭和 59 年 10 月 16 日から同年 11 月 1 日まで

全ての申立期間について、勤務していたのは間違いのないのに厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「A社に入社する時に、職業安定所で厚生年金保険と健康保険に加入するとの説明を受けていた。健康保険に加入していたのに厚生年金保険に加入していないわけではない。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は、昭和 35 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時はこれに該当していなかったことが確認できる。

また、A社は、商業登記簿謄本によると、昭和 49 年 10 月 1 日に解散しており、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況について確認することができない。

さらに、申立人は、A社における同僚の名前を一切記憶しておらず、オンライン記録により、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 35 年 6 月 1 日に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している 30 人のうち生存及び所在が確認できた 11 人に照会したところ、4 人から回答が得られたが、いずれも「申立人のことは知らない。」と供述しており、そのうちの一人は「厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と供述している。

2 申立期間②について、申立人は、「B事業所で4か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、C社は、「当時、B事業所を経営していたのはD社であり、同社に申立人の年金記録について問い合わせしたところ、記録が無いということであった。」と回答するとともに、C社では、「B事業所では、申立期間当時パートやアルバイトは厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述している。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた 9 人に照会したところ、8 人から回答が得られたが、いずれも「申立人について

は分からない。」と供述している。

- 3 申立期間③について、申立人は、「E社で3か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が2か月しか無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、E社の後継事業所であるF社は、「当時の関係書類が無く、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の加入については不明である。」と回答しており、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、E社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた9人に照会したところ、5人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

さらに、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人は、E社において、昭和43年11月21日に被保険者資格を取得し、44年1月10日離職となっていることが確認できる上、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録とほぼ一致している。

- 4 申立期間④について、申立人は、「G社で期間工として2か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が1か月しか無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は昭和44年6月21日から同年7月18日までH社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、申立期間④の大半の期間と重複していることが確認できる。

また、G社の後継事業所であるI社は、「退職者名簿を確認したところ、申立人は申立期間④には勤務していなかった。申立人が当社に勤務していたのは、i) 昭和44年5月22日から同年6月18日までの期間及びii) 同年7月18日から同月26日までの期間であり、ii) の期間については、当社では入社した当該月の月末時点で在籍していない者は厚生年金保険の適用除外としており、申立人も同様の扱いとしている。」と回答している。

さらに、申立人は、G社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人とほぼ同時期に同社を退職し、昭和44年6月21日にH社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる3人に照会したところ、一人から回答が得られたが、「G社を昭和44年6月に数人で一緒に退職し、同年同月21日からH社に行った。その時申立人も一緒であった。」と供述している。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、「H社で期間工として3か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が1か月しか無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、H社から提出された従業員名簿（写し）によると、申立人の

入社日が昭和44年6月21日、退職日が同年7月17日と記載されていることが確認できる上、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

また、申立期間④の申立て事業所であるG社から提出された退職者名簿によると、申立人は、昭和44年7月18日から同年7月26日までは同社で勤務していたことが確認できるとともに、申立人の雇用保険の加入記録によると、申立人がJ社で同年8月21日に被保険者資格を取得し、同年9月6日離職となっていることが確認できることから、申立期間⑤のうちの大部分の期間をH社とは異なる事業所で勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人は、H社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人と同じ昭和44年6月21日に同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる3人に照会したところ、一人から回答が得られたが、「G社を昭和44年6月に数人で一緒に退職し、同年同月21日からH社に行った。その時申立人も一緒であったが、申立人がH社をいつ退職したかは不明である。」と供述している。

- 6 申立期間⑥について、申立人は、「K社で期間工として昭和44年中の3か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、K社は、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間⑥における勤務の実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、K社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和44年及び45年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 7 申立期間⑦について、申立人は、「L社で期間工として昭和44年及び45年中の6か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、L社は、「昭和51年以前の従業員の在籍を確認できる書類は残っていない。44年か45年頃から引き続き在籍している社員の何人かに確認したが、申立人の在籍は確認できなかった。当時は期間工の採用、退職が頻発していたが、社会保険の加入状況がどのようであったかも確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間⑦における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、L社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和44年及び45年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、3人から回答が得られたが、いずれも「申立

人については分からない。」と供述している。

- 8 申立期間⑧について、申立人は、「M社で期間工として昭和44年及び45年中の3か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、M社は、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間⑧における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、M社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和44年及び45年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、全員から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 9 申立期間⑨について、申立人は、「N社で期間工として昭和44年及び45年中の2か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、N社は、「本社及び工場において確認したが、厚生年金保険の被保険者資格取得届及び同喪失届にも該当無く、申立人が在籍していたことを確認することはできなかった。」と回答しており、申立人の申立期間⑨における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、N社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和44年及び45年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 10 申立期間⑩について、申立人は、「O社で期間工として昭和45年中の3か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、O社は、「申立人は季節工として勤務していた。」と回答しているところ、同社から提出された従業員名簿（写し）によると、申立人の入社日は昭和45年8月27日、退職日は同年9月10日、退職理由は「病気療養のため」と記載されている上、申立人のオンライン記録の厚生年金保険の被保険者期間及び同社における雇用保険の加入記録とも一致しており、申立人が当該事業所で一緒に勤務したと名前を挙げた二人についてもこれらの記録が一致している。

また、O社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和44年及び45年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、3人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 11 申立期間⑥から⑩までについて、申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人のうち、生存及び所在が確認できた一人は、「申立人とは一緒に

に 10 数社において勤務していたが、その事業所名や勤務時期についてはよく覚えていない。また、私の厚生年金保険の被保険者記録もいくつか抜けているが、事業所によって厚生年金保険に加入するところもあれば、加入しないところもあったので、仕方がないと思っている。」と供述している。

- 12 申立期間⑩について、申立人は、「P社Q工場で期間工として昭和45年中の3か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、P社Q工場は、「当社は昭和63年から期間工の社会保険への加入を検討し始めた資料が残っていた。」と回答しており、申立期間⑩においては、期間工は厚生年金保険に加入していなかった状況がうかがえる。

また、申立人は、P社Q工場における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和44年及び45年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた6人に照会したところ、3人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 13 申立期間⑥から⑩までについて、申立人は、勤務していたとする事業所の勤務の期間を特定しておらず、申立期間③から⑩までの期間を合計すると、昭和44年と45年の2か年において24か月間の厚生年金保険の新たな加入期間を主張しているが、この間にオンライン記録により申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得記録が確認できる期間のみをとっても、R社（昭和44年2月5日から同年5月17日まで）、G社（昭和44年5月22日から同年6月19日まで）、H社（昭和44年6月21日から同年7月18日まで）、S社（昭和44年10月22日から同年11月16日まで）、T社（昭和45年5月26日から同年6月10日まで）、U社（昭和45年6月15日から同年7月2日まで）、O社（昭和45年8月27日から同年9月11日まで）及びV社（昭和45年11月20日から同年末まで）の合計11か月が認められ、このほかの期間においても、雇用保険の加入記録で勤務が認められる期間があるなど、申立人の上記主張は不自然である。

- 14 申立期間⑫及び⑬について、申立人は、「W社X工場及び同社Q工場で期間工として昭和46年及び47年中で、それぞれ3か月ずつの勤務を2回したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、W社の後継事業所であるY社は、「社会保険に関する資料を含め、申立人の在籍に関する資料は発見できなかった。」と回答しており、申立人の申立期間⑫及び⑬における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、W社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和46年及び47年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた7人に照会

したところ、3人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 15 申立期間⑭について、申立人は、「Z社で期間工として昭和46年及び47年中で、3か月ずつ2回勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、Z社は、「申立人の在籍が確認できる資料は無かった。」と回答しており、申立人の申立期間⑭における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、Z社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間⑭において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた7人に照会したところ、3人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 16 申立期間⑮について、申立人は、「a社で期間工として昭和46年及び47年中の1か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、a社の後継会社であるb社は、「当時の資料は一切残っていないので、回答できない。」としており、申立人の申立期間⑮における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、a社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間⑮において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた5人に照会したが、回答が得られなかった。

- 17 申立期間⑯について、申立人は、「c社で期間工として昭和46及び47年中の3か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、c社は、商業登記簿謄本によれば、平成16年に破産していることが確認でき、当時の代表取締役は、「申立人は確かに勤務していたが、当時の書類は無いため申立人の勤務していた時期については不明である。」と回答しているところ、オンライン記録によると、申立人は昭和46年4月7日から同年5月20日まで同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の同社における雇用保険の加入記録とも一致しているものの、当該期間以外についての、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認できない。

また、申立人は、c社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和46年及び47年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた5人に照会したが、回答が得られなかった。

18 申立期間⑰について、申立人は、「S社で期間工として昭和46年及び47年中の3か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、S社の後継事業所であるd社では、「申立人は正社員であり、厚生年金保険の資格取得日は昭和44年10月22日、同資格喪失日は同年11月16日であり、それ以外の期間の加入実績は無い。」と回答しており、同内容が確認できる健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書（写し）及び同資格喪失確認通知書（写し）を提出しているところ、オンライン記録によると、申立人は、44年10月22日から同年11月16日まで同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の同社における雇用保険の加入記録とも一致しているものの、当該期間以外の申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の適用の状況について確認できない。

さらに、申立人は、S社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和46年及び47年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、一人から回答が得られたが、「申立人については分からない。」と供述している。

19 申立期間⑱について、申立人は、「e社で期間工として昭和46年及び47年中の6か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、e社では、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間⑱における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、e社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和46年及び47年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた二人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

20 申立期間⑲について、申立人は、「V社で期間工として昭和46年及び47年中の4か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、商業登記簿謄本によると、V社は、平成15年4月*日破産終結しており、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間⑲における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立人は昭和45年11月20日から46年1月29日までV社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の同社における雇用保険の加入記録とも一致しているものの、

当該期間以外の同社における勤務実態及び厚生年金保険の加入については確認できない。

さらに、申立人は、V社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和46年及び47年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、3人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 21 申立期間⑳について、申立人は、「U社で期間工として昭和46年及び47年中の3か月間勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、U社は、「当時の資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人の申立期間⑳における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、申立人は、U社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、昭和46年及び47年において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 22 申立期間㉒から㉔までについて、申立人は、勤務していたとする事業所の勤務の期間を特定していない上、申立期間㉒から㉔までの期間を合計すると、昭和46年と47年の2か年において38か月間の厚生年金保険の新たな加入期間を主張しているが、この間にオンライン記録により申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得記録が確認できる期間が、V社（昭和45年11月20日から46年1月29日まで）、c社（昭和46年4月7日から同年5月20日まで）、f社（昭和46年6月5日から同年7月25日まで）、g社（昭和47年4月1日から同年7月21日まで）及びh社i工場（昭和47年9月5日から50年9月9日まで）が認められ、申立人の上記主張は不自然である。

- 23 申立期間㉕について、申立人は、「j社X出張所k工場で期間工として昭和46年から56年までの中の1か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、j社は、「申立人に係る人事記録及び申立期間に係る給与資料が現存していないため確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間㉕における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人がj社X出張所k工場と一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚二人のうち、生存及び所在が確認でき、回答が得られた一人は、「申立人とは一緒に10数社において勤務していたが、その事業所名や勤務時期についてはよく覚えていない。私の厚生年金保険の被保険者記録もいくつか抜けて

いるが、事業所によって厚生年金保険に加入するところもあれば、加入しないところもあったので、仕方がないと思っている。」と供述している。

さらに、j社X出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間①において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 24 申立期間②について、申立人は、「1社で期間工として昭和46年から56年までの中の1か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、1社は、「申立人が勤務していたかどうかは不明である。」と回答しており、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、1社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、全員から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 25 申立期間③について、申立人は、「f社で期間工として昭和46年から56年までの中の6か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が1か月しか無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、f社の後継事業所であるm社及びn社の商業登記簿謄本上の住所に照会文書を郵送したところ、「あて所に尋ねあたりません」という理由で返送され、当時の事業主の所在も不明であることから、申立人の申立期間③における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、f社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間③において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた3人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 26 申立期間④について、申立人は、「o社p工場で期間工として昭和46年から56年までの中の7か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が3か月しか無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、q社では、「申立期間当時の資料は保管期限を経過しているため破棄済みであり、不明である。」と回答しているが、厚生年金保険被保険者資格取得日が昭和55年10月16日、同資格喪失日が56年1月31日と記載された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書(写し)及び同資格喪失確認通知書(写し)を提出しているところ、これはオンライン記録による

申立人の o 社 p 工場における厚生年金保険の被保険者期間及び同社同工場における雇用保険の被保険者記録とも一致している。

また、申立人は、o 社 p 工場における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間⑳において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた 7 人に照会したところ、4 人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

27 申立期間㉑について、申立人は、「r 社で期間工として 2 か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、r 社は、商業登記簿謄本によると昭和 50 年 12 月*日破産宣告を受け、56 年 8 月*日に破産終結していることが確認でき、当時の事業主も既に死亡しているため、申立期間㉑に係る申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が r 社で一緒に勤務していたとして名前を挙げた同僚のうち、生存及び所在が確認でき、回答が得られた一人は、「申立人とは一緒に 10 数社において勤務していたが、その事業所名や勤務時期についてはよく覚えていない。私の厚生年金保険の被保険者記録もいくつか抜けているが、事業所によって厚生年金保険に加入するところもあれば、加入しないところもあったので、仕方がないと思っている。」と供述しているものの、当該同僚は、申立期間㉑について、申立て事業所とは異なる事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、r 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間㉑において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた 5 人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

28 申立期間㉒について、申立人は、「h 社 i 工場及び同社 s 工場で期間工として昭和 47 年 9 月 5 日から 53 年 2 月 20 日まで継続して勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が最後の 1 か月不足しているのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は昭和 47 年 9 月 5 日から 50 年 9 月 9 日まで h 社 i 工場、同年 9 月 9 日から 53 年 2 月 21 日まで同社 s 工場で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、雇用保険の記録によると、申立人は同社で 47 年 9 月 5 日から 53 年 2 月 20 日まで加入期間があることが確認でき、これはオンライン記録と一致しているところ、同社の後継事業所である t 社では、「申立期間当時の書類は残っておらず、当時のことについては不明であるが、給与からの厚生年金保険料の控除方法については、現在は翌月控除である。」と回答している。

一方、厚生年金保険法第 19 条によると、被保険者期間を計算する場合は、

月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第14条には、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされ、申立人のh社s工場における資格喪失日は、昭和53年2月21日であることから、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

29 申立期間㉗について、申立人は、「u社v出張所で期間工として3か月勤務したはずなのに、厚生年金保険の被保険者記録が2か月しか無いのはおかしい。」と主張している。

しかしながら、u社は、「人事情報を確認したが、資料が無く、申立人の在籍の確認ができず、当時の担当者もいないので当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間㉗における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、u社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間㉗において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた5人に照会したところ、二人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

さらに、オンライン記録によると、申立人は昭和55年2月4日から同年4月8日までu社v出張所で、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録によると、申立人は同社同出張所で同年2月4日から同年4月8日まで加入期間があることが確認でき、これはオンライン記録と一致している。

なお、申立人の雇用保険の記録によると、昭和55年4月9日から同年5月10日までの期間、W社X工場において雇用保険の加入記録が確認できる。

30 申立期間㉘、㉙及び㉚について、申立人は、「w社には昭和56年12月から59年10月まで継続して勤務していたのに、厚生年金保険の被保険者期間が3か月足りないので被保険者期間として認めてほしい。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人はw社で昭和56年12月16日から57年6月19日までの期間、同年7月12日から58年6月13日までの期間、同年6月27日から59年1月28日までの期間、同年2月6日から同年9月6日までの期間、及び同年9月20日から同年10月16日までの期間、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、同社に係る雇用保険の被保険者記録とも、同年9月20日から同年10月16日までの期間を除き、一致する上、同社から提出された被保険者資格取得届（写し）及び被保険者資格喪失届（写し）とも一致していることが確認できる。

また、申立人は、w社における同僚の名前を一切記憶しておらず、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間㉘、㉙及び㉚において厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、生存及び所在が確認できた4人に照

会したところ、3人から回答が得られたが、いずれも「申立人については分からない。」と供述している。

- 31 全ての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はなく、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

このほか、申立人の全ての申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間について、厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3140

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 25 日から 41 年 4 月 1 日まで

A社でB業務を担当していたが、昭和 38 年 10 月 25 日に兄が経営しているC社（申立人は「A社D工場」と言っている。）のB業務担当として転社し、私が社会保険事務所（当時）に行き厚生年金保険の加入手続をしたはずなのに、申立期間が国民年金に加入していて、厚生年金保険に未加入となっているのはおかしいので、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてC社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和 53 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、商業登記簿謄本によると、同年 12 月 25 日に解散しており、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚 3 人、及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立期間に当該事業所で厚生年金保険の被保険者記録が確認でき生存及び所在が確認できた 8 人の計 11 人に照会したところ、5 人から回答が得られたが、いずれも、「申立人はB業務及びE業務を担当していたが、申立人が厚生年金保険に加入していたかどうかについては不明である。」と供述しており、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者資格を取得していたことに関する具体的な供述を得ることができない。

さらに、申立人は、C社における厚生年金保険の加入手続を申立人の兄の分と一緒に行ったと供述しているところ、オンライン記録によると、申立人の兄

の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 38 年 10 月 25 日であり、申立人の同資格取得日は 41 年 4 月 1 日と全く異なる日付けで記録されていることから、社会保険事務所が申立人の資格取得日の記録を間違えたとは考え難く、また、仮に、38 年 10 月 25 日に申立人の厚生年金保険の資格取得届が出されたとした場合、申立期間中に行うべきその後の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届などの機会において、当該事業所でただ一人厚生年金保険の事務手続を行っていたと供述している申立人が、自身の被保険者記録が無いことに気付かないことは考え難い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 平成 5 年 6 月 1 日から 6 年 9 月まで
平成 5 年 6 月に A 社の役員に就任したことに伴い、役員報酬として月額 70 万円の支給を受けていたが、標準報酬月額が従前の 36 万円のままとなっているので、正しい標準報酬月額の 53 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 5 年 6 月に A 社の取締役役に就任した。」と主張している。

しかしながら、A 社の社会保険業務を担当している B 協会は、「申立人が取締役役に就任したのは、平成 6 年 6 月 29 日である。」と回答しており、同社の商業登記簿謄本及び同協会から提出された平成 6 年 6 月 29 日開催の同社の「第 23 回定時株主総会招集のご通知」により、この事実が確認できる。

また、標準報酬月額の随時改定は、固定的賃金に変動があり、当該変動があった月から継続した 3 か月の間に支払われた報酬の平均月額を標準報酬月額等級区分に当てはめ、現在の標準報酬月額との間に 2 等級以上の差が生じたときに行われ、4 か月目から標準報酬月額が改定される所、申立人のオンライン記録では、標準報酬月額の記録が平成 6 年 10 月 1 日に 36 万円から 53 万円に随時改定されていることが確認できる上、B 協会から提出された申立人の同年の個人別年間給与台帳（写し）によると、申立人は、同年 7 月に給与支給総額が 70 万円に改定されていることが確認でき、同年 9 月までは標準報酬月額 36 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されており、同年 10 月に 53 万円の標準報酬月額に基づく同保険料が控除されていることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間においてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3142

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 50 年 2 月 1 日まで
A社のB事業所に勤務し、C業務及びD業務などを担当していた。
勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B事業所に昭和47年1月から50年1月まで勤務していた。」と主張している。

しかしながら、A社B事業所は、昭和47年12月1日に厚生年金保険の適用事業所になり、平成11年4月1日に適用事業所でなくなっている上、当時の事務責任者の生存及び所在が確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況に係る関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人の雇用保険の被保険者記録によると、申立人は、当該事業所において、昭和44年4月8日から47年4月19日まで勤務していることが確認できるものの、同年9月20日から49年10月4日までの期間は、事業所の特定はできないが、E公共職業安定所管轄地域の事業所、同年12月2日から50年3月31日までの期間はE公共職業安定所にそれぞれ勤務していることが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、「厚生年金保険の適用事業所となる前は、国民年金に加入していた。」と供述しており、オンライン記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和47年12月1日以前に当該事業所で厚生年金保険に加入した者は確認できない。

加えて、申立人の国民年金の加入記録によると、申立人は、昭和46年1月

19日に国民年金被保険者資格を取得し、同年1月分から54年2月分までの国民年金保険料を納付しており、申立期間は国民年金の納付済み期間であることが確認できる。

その上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶がない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。